

令和 4 年

第 5 回庄原市議会定例会発議

広島県庄原市議会

令和4年第5回庄原市議会定例会発議 目次

発議第9号	防衛予算の倍増を決定した政府方針の撤回を求める意見書	1
発議第10号	会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書	4

発議第9号

防衛予算の倍増を決定した政府方針の撤回を求める意見書

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条及び庄原市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年12月23日

庄原市議会議長 様

庄原市議会議員	提出者	福山 権二
	賛成者	谷口 隆明
		宇江田豊彦
		坂本 義明
		堀井 秀昭
		政野 太
		桂藤 和夫
		藤木百合子
		松本みのり
		前田 智永
		坪田 朋人

(提案理由)

政府の防衛費倍増方針の決定は、その経過から判断すると著しく非民主的なものである。また、防衛費の規模は、国の安全保障政策に連動するものであり、この閣議決定には民意の基礎が存在していないことから、直ちに撤回することを求め、意見書を提出するものである。

防衛予算の倍増を決定した政府方針の撤回を求める意見書

政府は、12月16日の閣議で2027年度には防衛費をGDP比2%、11兆円に増額するとし、この5年間で総額約43兆円とすることを決定した。その内実は、米国からの武器の大量購入であり、そのために歳出削減や建設国債の活用、法人税や所得税（復興特別所得税延長）、たばこ税の大増税を打ち出している。

この閣議決定は、日本の安全保障政策を根本から大転換することを宣言したものであり、今日まで国の防衛費の予算は専守防衛を限度とする自衛権の発動の範囲としてきた政府及び国会の意志に明確に逸脱するものである。

このような決定は、日本の政治的進路の大幅な転換を伴うものであり、単に政府の独断によって唐突にもたらされるものではない。

国際情勢の急激な変動が発生したとしても、この変化に対応する国の意志決定は、主権者である国民に十分説明し、その理解を得ることが前提であり、このことは民主主義国家として当然のことである。

今、日本の防衛費増額が差し迫ったものであるならば、政府はまずその根拠を明確に提示しなければならない。岸田首相は、戦闘機やミサイルを購入する費用だと断言したが、その武器等の増量が必要となる理由も全く説明されていない。

現在、日本の防衛費はすでに世界第9位の規模であり、2%に増額するとなれば、米国、中国に続く第3位にもなる。また、日本は米軍に国土の多くと費用を提供しており、さらなる防衛予算の倍増は全く必要性がないと言える。

以上のことから、かかる原理を逸脱したいかなる政府決定も無効であり、直ちに撤回することを強く求め、以下の措置を講じられるよう、強く要請する。

記

1. 国民不在の防衛費増額の閣議決定を撤回すること。
2. 国の進路を決定するような重大な政策変更は国民の意志を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

広島県庄原市議会

発議第 10 号

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書

上記の議案を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 23 日

庄原市議会議長 様

提出者 総務常任委員会
委員長 赤木 忠徳

(提案理由)

良質で安定した行政サービスの維持・向上のため、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定をめざすよう求め、意見書を提出するものである。

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると全国で62.2万人とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっている。

適正な任用・勤務労働条件の確保を目的に、2020年4月から会計年度任用職員制度が開始されたが、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていない。とりわけ短時間の会計年度任用職員には、法律上、期末手当しか支給できないなど格差は広がるばかりである。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定が急務となっている。

よって、政府に対し、以下の措置を講じられるよう、強く要請する。

記

1. 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定の見直し（地方自治法第203条の2、第204条の改正）を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。
2. 各自治体における会計年度任用職員等の処遇改善促進に向け、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
3. 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

広島県庄原市議会